

戦時下のキリスト教学校と基督教主義

— 学校間比較から見た立教の特徴 —

鈴木勇一郎

はじめに

戦時下のキリスト教学校については、多くの場合「受難の時代」「国家からの抑圧」というトーンで自画像的に描く傾向が長く続いてきた^①。もちろん、多くのキリスト教学校が戦時中国や社会からの強い圧力にさらされてきたことは確かであり、その経験を掘り起こしていくという作業が非常に重要な意味を持つことは言うまでもない。だがその反面、「我が校」史という性格が強く、キリスト教学校全体の中での位置づけといった視点は決して強くはなかった。

一九九〇年代初めに立教学院の寄附行為の変遷を検討した中野実も、戦時中にキリスト教主義を削除したこと

について、「ただちに戦時体制への迎合、屈服」と見なすのは不適當であり、「責任を外部の圧迫をもって正当化」することも安易と評価しているが^②、基本的に立教だけを対象としており、他の学校の動向に直接関心を払っていたわけではなかった。

こうした中で大島宏は、戦時中に行なわれた立教学院の寄附行為変更について、他のキリスト教大学との比較の中で位置づけた。学校間で比較することで、それまでに比べて立教学院の寄附行為変更の位置づけを相対化したという点で、大きな成果だったことはまちがいない^③。とはいえ、寄附行為の比較を大学の認可を受けた学校だけに限定するなど、高等・中等・初等を通じて様々なレベルの学校を経営していた、当時のキリスト教

学校の性質を明らかにしていくには不十分な面も残っていた。

一方、『キリスト教学校教育同盟百年史』編纂をきっかけとして行われた戦時中のキリスト教学校についての共同研究では、大島宏もメンバーとなつて、対象を大学に限らず専門学校や女学校も含めた形で検討している。また寄附行為の法人の目的だけでなく、中等学校令による認可校と指定校としての各種学校との違いといった制度的な位置づけや、宗教行事や礼拝といった儀式の実態などを、「キリスト教系学校が国家の教育統制にどのように対峙し、対応していったのか」という観点から明らかにしている⁴⁰。

こうした研究によつて、戦時下におけるキリスト教学校の寄附行為の変更の実態が徐々に明らかになつてきている。しかし同時に学校によつて対応に大きな差があったこともわかつてきたが、この研究ではそうした各学校の動向について整合性のとれる説明が十分にできていないわけではない。また、寄附行為の変更について取り上げる場合も、法人や教育の目的、その中でもキリスト教主義と国体観念の強調に重点が偏りがちである。もちろんこれらは非常に重要な要素であることは確かだが、寄附行為でキリスト教学校としての性質を制度的に確保するのは、目的だけではなく理事会の構成などさまざまな要

素があり、こうした要素を複合的に考慮しないと十分とは言えないだろう。

キリスト教学校にとつて法人の目的は重要なことは言うまでもないが、カトリック系が教育目的にキリスト教に関する文言を採用していなかったことや⁴¹、プロテスタント系で文言が入っていない場合もあることを考えると、実質的特質を保持していた場合もあることを考えると、実は必ずしも絶対的な条件とはいえない。

例えば、寄附行為にはどのような人物を理事に選任するかということが規定されているが、こうした誰が学校の経営を担うのかといった要素も、キリスト教学校の性格を実質的に考える上では重要である。また、こうした寄附行為などの変更は、戦時期においても一挙に進んだわけではなく段階的に進んでいったものであり、通時的な変化の中でこうした問題を位置づけていく必要もあるだろう。

本稿では、最近の研究動向を踏まえた上で、まず戦時期における各キリスト教学校の寄附行為のあり方を通時的に検討することでその特徴を把握し、その上で立教の寄附行為変更の特徴やその位置づけについて再検討したい。

1、戦時体制期における各キリスト教学校とキリスト教主義

(1) ミッションからの経済的自立

一九三〇年代に入るところから、各キリスト教学校ではそれぞれの母教会との関係が希薄化しつつあった。当初は主に経済的な面、つまり資金援助の減少という形をとっていた⁽⁶⁾。これは直接的には大恐慌でアメリカが外国を援助する経済的余裕がなくなつたことに起因しているが、満州事変以降の日米関係の悪化の中で次第に固定化していった。一九三〇年代後半には、各学校の寄附行為をはじめとする規則の改定という形で、これを制度化する動きが活発となつた。ミッションからの援助減少を埋め合わせるため、多くの学校では、日本人を対象とした寄附の拡大⁽⁷⁾や授業料の値上げ⁽⁸⁾、定員の増加や夜間部の開設⁽⁹⁾などの増収策を講じて乗り切りを図つた。

従来、各キリスト教学校ではそれぞれの教派のミッションから理事を選出するという規定が入っていることが多かったが、一九四〇年九月には、基督教教育同盟会理事会は、校長や理事長は日本人とすることや、理事の過半数は日本人とすることを申し合わせた⁽¹⁰⁾。

例えば、明治学院は一九四〇年一月に外国ミッションからの援助辞退を決定し⁽¹¹⁾、これを受ける形で翌一九

四一年九月には、財団法人寄附行為第五条の式にあった「北米合衆国プレスビテリアン教会及アメリカ、リフォームド教会よりの年々の寄附金」という条文を削除する決定を行なつた。さらにこれらの教会から理事を選出するという規定も削除し、理事は日本基督教団、明治学院同窓会、明治学院理事会から選出することに改めた。この寄附行為の変更は日米開戦後の一九四二年七月に文部省の認可を得ている⁽¹²⁾。こうして明治学院は、外国の教会が設立したミッション・スクールという性格を完全に払拭したのである。しかし同時にいずれの理事も「日本基督教団所屬ノ教員員⁽¹³⁾」から選出することに限つており、キリスト教徒が経営する学校という性格は保持し続けている。

明治学院が行つた制度面でのミッションからの自立化は、経済関係の希薄化からアメリカとの国交断絶に至る過程で、宣教師が順次引き上げていったという実態を追認したものであつた。また、母教会からの自立・自給化は、明治時代以来日本のキリスト教界がめざしてきた状態であり⁽¹⁴⁾、学校の財政や運営を日本化すること自体は、歓迎すべきことではあつた。

こうした動きは明治学院に限られたものではなく、この時期には財団法人の寄附行為の規定を変更する学校が続出するようになっていた。しかし多くの場合、この際

にも理事をキリスト教信徒から選任する規定などは残されておられ、キリスト教学校としての性質はかろうじて保っていた。

(2) 教育勅語とキリスト教主義

一九三七年七月に日中戦争が勃発すると、政府によるキリスト教やミッション・スクールに対する統制は一層強まり、神社参拝の強制なども目立つようになった¹⁵⁾。こうした風潮の中で一九三八年一月、文部省は宗教学校を経営する財団法人に対して、寄附行為に定めた法人の目的から宗教色を払拭するとともに、教育勅語の精神に則ることを明記させる方針を打ち出そうとした。だがこれは、結局正式な政策として公式化されるには至らなかった¹⁶⁾。制限を明示していたとはいえず、憲法に信教の自由を謳っている以上、政府がキリスト教学校に対して公式に干渉するのは、ぎりぎりのところで限度があったのである。

その一方で、一九三九年に文部省はキリスト教学校に対して盛んに実地視察を行ない、その際に御真影や教育勅語の取扱いやキリスト教教育の実施状況に対して質問や指導を行うことで、干渉を強めていた¹⁷⁾。その際、キリスト教と国体との関係などが問われることで、キリスト教学校関係者は強い圧力を感じたとされる¹⁸⁾。

また文部省は、福岡県から学校で宗教儀式を行うことは教育上不都合なので廃止させたいとの照会に対し、文部省訓令一二号に該当しない各種学校であれば、宗教儀式を行ったとしても問題ないとの回答を行なっている¹⁹⁾。

このやりとりは、メソジスト監督教会系の福岡女学校が財団法人設立を申請したことに対応したものであったが、実は当初、福岡県は「教育勅語の聖旨を遵奉し基督教主義に基き」という寄附行為の教育目的の条文に難色を示し、却下の方針を示していた。これに対し、福岡女学校校長徳永ヨシは、県庁にたびたび陳情したが、その理解を得ることはできなかった²⁰⁾。

県庁は福岡女学校からの陳情に応じない一方で、この問題に関して文部省に照会していた。その回答が、先に触れた宗教教育を行うことは差支えないという文部省の方針だったというわけである。この方針を受けた福岡県庁は、ただちに福岡女学校の作成した原案のまま申請書を文部省に進達し、財団法人福岡女学校の設立が認可されることになった²¹⁾。

このように文部省は、専門学校入学者検定規程に基づく指定を受けていたとしても、各種学校の場合はキリスト教主義を強制的に削除させることは法的に困難だと判断していた。

だが、この文部省の方針は全国の道府県に広く通達さ

れたわけではなく、その後の指針となったわけでもない。また、設置していた学校が、中学校や高等女学校としての認可を受けていたのか、それとも各種学校だったのかということが、その対応に大きく作用した⁽²²⁾ことは確かだろう。しかし、一九四三年に同志社中学校が中等学校令に基づく中学校として認可された際、中学校の学則は変更しつつも、財団法人の寄附行為は変更していないように、必ずしも絶対的な基準であったというわけではない。

いずれにせよ、日中戦争勃発後、キリスト教学校に対する排撃運動が各地で目立つようになるとともに、多くのキリスト教学校で、寄附行為の教育目的の変更が相次ぐようになっていた。

当時プロテスタント系で、男子の大学と専門学校といった高等教育機関を持っていたのは、八校あった。東北学院、立教学院、青山学院、明治学院、関東学院、同志社、関西学院、西南学院である。これらは、それぞれの教派の指導的な人物を養成すべき学校として中心的な位置を与えられており、その動向は各教派にとって大きな意味を持っていた。そこでまずこの時期の寄附行為について、男子系八校の動向を概観しておこう。

法人の目的については、すでに一九三七年に東北学院が「教育ノ方針ヲ一層明徹ニシ、強化センガ為」とし

て、基督教主義の教育を謳う第四条に「教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シテ教育ヲ施ス」を加えている⁽²⁷⁾。

明治学院でも、翌一九三八年に「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉戴シ基督教主義ノ教育ヲ施ス」と改めている⁽²⁸⁾。

同志社では、一九三八年三月「同志社教育綱領」を制定するとともに、寄附行為の変更を検討した。当時文部省は、同志社に対し寄附行為からキリスト教色を払拭することを示唆したとされている⁽²⁹⁾。だが結局、この時点では変更は実現せず、一九四一年になって教育の目的を「教育ニ関スル勅語ヲ奉戴シ聖旨ヲ遵守シテ教育ノ実績ヲ挙クル」とするとともに、教育方針を「基督教ヲ以テ徳育ノ基本トス」から「皇国民ノ錬成ヲ目的トシ基督教ノ精神ヲ採ツテ徳育ニ資ス」へと変えている⁽³⁰⁾。

西南学院では、一九三九年に「永久ニ基督教主義」という教育方針を削除するとともに、法人の目的を「教育勅語ノ御趣旨ヲ奉体シ基督教ノ主義ニ基キ」と改めている⁽³¹⁾。

関東学院では、一九四〇年に「教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ基督教主義ニ基ク教育事業ヲ経営」と改めている⁽³²⁾。

青山学院でも、一九四二年に「教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シテ皇国ノ負荷ニ任スヘキ人物ヲ錬成シ基督教精神ヲ採リテ陶冶ヲ計ル其ノ教義」と変更している⁽³³⁾。

関西学院は、寄附行為の教育目的や教育方針に関わる

部分に手をつけることはなかったが、設置する各学校の学則に「教育ニ関スル勅語ヲ奉体シ」との文言を付け加えている。⁽³⁴⁾

こうして一九四二年までに、立教学院以外のプロテスタント系の男子の高等教育機関はすべて、寄附行為ないし学則に、教育勅語の趣旨を奉戴するという意味の文言を付け加えていった。

寄附行為の目的に教育勅語に関する文言を書き加えたのは、直接的には時局への対応であったことは明らかだ。しかし、同時に注意しなければならないのは、教育勅語に関する文言を加えるということと、各校が持っていたキリスト教主義を放棄するのとは、次元が異なるという点である。これらの学校では法人の目的か教育方針の中で、キリスト教に関する文言は残しており、依然としてキリスト教学校としての性格を保持していたのである。

教育勅語とキリスト教の関係は、明治時代の「教育と宗教の衝突」や内村鑑三不敬事件などを想起すると、相容れなかったもののようにも見える。確かに、勅語の原案を起草した井上毅はキリスト教に警戒感を持っていたが、⁽³⁵⁾同時に特定の宗教に肩入れしたり、排除したりすることを避けることにも留意していた。⁽³⁶⁾少なくとも勅語本文では直接キリスト教を排除しているわけではない。

もちろん教育勅語渙発直後には、教育と宗教の衝突問題や内村鑑三不敬事件が続発したが、前者はキリスト教関係者から論争を積極的に提起したわけではなく、キリスト教排撃論者による攻撃でクローズアップされた問題であり、後者は勅語の内容というよりは、その扱い方をめぐる問題であった。⁽³⁷⁾米国南長老教会のように、寄附行為に教育勅語に関する文言を入れることに否定的なミッシェンもあったが、⁽³⁸⁾大まかに見ると、長らく多くのキリスト教学校は教育勅語との共存を図ってきたというのが実情であった。

さらに、日本人キリスト教学校関係者の中には、青山学院院長の本多庸一や関東学院院長の坂田祐のように、積極的に教育勅語を評価する向きも存在したことに目を向ける必要があるだろう。本多が院長を務めていた青山学院では、はやくからチャペルに教育勅語の額を常時掲げていた。⁽³⁹⁾関東学院でも一九一九年の創立第一回の入学式から教育勅語の奉読を行なっていた。⁽⁴⁰⁾ミッシェンが否定的な姿勢をとっていた金城女学校でも明治時代から儀式で勅語の奉読自体は行っていたという。⁽⁴¹⁾教育勅語の内容は、キリスト教と親和的とは言えないが、かといって、正面切ってキリスト教を否定していたわけではない。いずれにせよ、多くの学校では、長らくキリスト教主義と教育勅語を何とか両立して学校を運営してき

た。例えば、一九四〇年に関東学院が、寄附行為を変更し教育勅語に関する文言を入れた際に「教育勅語ノ聖旨ヲ根本トシテ今日マデ本財団ノ教育事業ヲ経営シ来リタルハ勿論ナルモ茲ニ明文トスルモノナリ」と、その理由を説明している。

もちろん、教育勅語に対する扱いは渙発後ずっと同じだったわけではなく、時期によって変化していた。特に一九三〇年代後半には、それまでの国民道徳論的な色彩から国体論に基づいて天皇の権威を強調するように変化していた⁽⁴³⁾。教育勅語への言及を加えた寄附行為の変更は、こうした教育勅語をめぐる扱いの変化に対応したものであったといえよう。とはいえ、教育勅語の内容自体が変化したわけではなく、その意味では多くのキリスト教学校にとっては、従来の方針を再確認したということ、何とか受け入れることのできる線だったと見ることができる。

第二次世界大戦が終わると、すぐに教育勅語に関する条文を削除した学校も多いが、関東学院では、一九四〇年の寄附行為で挿入した「教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ」を削除したのは、教育基本法が制定されてしばらくたった一九四九年九月のことである⁽⁴⁴⁾。同志社でも同様の変更を実施したのは一九四八年になってからのことであった⁽⁴⁵⁾。両校とも一九四五年八月以降にも、寄附行為を変

更しているが、その際には教育勅語関係の条文をそのまま残している。

(3) 理事の構成とキリスト教学校の性格

寄附行為において、キリスト教学校の性質を制度的に保障していたのは、法人の目的だけではない。例えば、誰を理事に選ぶかという規定も大きな影響がある。学校の経営に対して誰がどの程度発言権があるのかを定めているからである。

従来の各キリスト教学校では、各教派のミッションから理事を選出するという規定が入っているのが一般的だった。しかしこの規定も、次第に日本人、特に校友など、非キリスト者からの選出の割合が次第に増えていった。特にアメリカとの戦争が始まり、母教会との関係が断絶すると、外国ミッションの関係者から理事を選出するという規定は軒並み削除されている。しかし、立学院を除く男子系高等教育機関は、戦時中でもいずれもキリスト教徒から理事を選ぶという規定は残している。

明治学院「日本基督教団ノ教会員中ヨリ之ヲ選挙」⁽⁴⁶⁾

西南学院「寄附行為第一条ノ教義ヲ承認スル基督教徒」⁽⁴⁷⁾

関東学院「本寄附行為第壹条ヲ承認スル基督教徒」⁽⁴⁸⁾

青山学院「日本基督教団教会正会員ヨリ」⁽⁴⁶⁾

東北学院「日本基督教団二属スル教会ノ会員」⁽⁴⁷⁾

なお同志社は、理事にはキリスト教徒の規定はないが、総長は「基督教徒」という要件は最後まで残している。⁽⁴⁸⁾

ここで挙げたのは男子の高等教育機関のみだが、この他のキリスト教学校のほとんども、こうしたキリスト教徒からの理事選任規定は最後まで残している。教育目的からキリスト教の文字を削除することを余儀なくされた学校でも、多くの場合こうした規定を残すことで、キリスト教学校としての性質を確保しようとしたのである。ここで挙げた規定は、戦時中の最終段階のものだが、多くの学校では一挙に変更がなされたわけではなく、いくつかの段階を経てこの形に落ち着いている。

規定を段階的に変えていった学校の例として、横浜の関東学院の場合を見てみよう。米国北部バプテスト同盟が設立したこの学校の来歴は複雑だが、一九一九年には横浜で中学関東学院を設立し、その後専門学校を並置するようになった。

関東学院では一九二七年四月に財団法人関東学院を設立しているが、そこでは法人の目的を「基督教二基ク教育事業ヲ経営」とし、理事は

日本バプテスト教会員より六名

北米バプテスト教会外国伝道会社派遣宣教師より六名⁽⁴⁹⁾

つまり、米国ミッションから半分、日本の教会員から半分ずつ理事を出すという規定となっている。こうした理事の配分のあり方は、明治時代からこの時代までのプロテスタント系のミッション・スクールでは、一般的なものだった。

こうした状況に変化がみられるようになったのは一九三四年九月のことである。この時にはミッションとの関係の希薄化と自立化の傾向を反映して、日本人理事を増加する寄附行為の変更を行なっている。

一九四〇年五月には、法人の目的を「教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ基督教主義ニ基ク教育事業ヲ経営」⁽⁵⁰⁾と、それまでのキリスト教主義に教育勅語の趣旨を加えるという意味の変更を行なっている。さらに対米開戦後、ミッションとの関係が断絶すると、一九四一年三月には「北米バプテスト伝道会社ヨリノ定期寄附」という規定を削除している。⁽⁵¹⁾

当時の院長坂田祐によれば、この時期の関東学院は神社参拝の強制、配属将校および神奈川県当局からの圧迫にさらされるようになり、特に神奈川県当局は関東学院を含む横浜にあったプロテスタント学校に対して、寄附行為や学則にあるキリスト教教育の条項の削除を要求し

てきたという。これに対し、坂田をはじめとする横浜のプロテスタント学校の校長は団結して「われわれの学校は、建学の精神の根底をキリスト教に置いているのであるから、これがなければ、学校存立の意義がない。どうしてもこれを削除することができない」と主張して、その主張を貫徹した。坂田に対しては密告や憲兵隊による尋問など、さまざまな圧迫があったが、結局、戦時中の関東学院では寄附行為ないしは学則から「基督教」の文字を削除することはなかった。⁽⁵⁵⁾

(4) 横浜のキリスト教学校の動向

では、関東学院と行動を共にしたという当時の横浜のプロテスタント学校の動向をもう少し具体的に見ていこう。居留地の置かれていた横浜では、関東学院の他にもミッション・スクールが少なくなかったが、他の学校はいずれも女子校であった。

このうち、すでに一九三七年にフェリス和英女学校が、それまでの個人経営から新たに財団法人化する際に、法人の目的を「教育勅語ノ御趣旨ニ基キ基督教主義ニ依リ」⁽⁵⁶⁾と定めている。

共立女学校では、従来の学則で「基督教ノ精神ニ基キテ堅実ナル人格ヲ養フ」となっていたものを一九四三年に「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シ(略)基督教ノ精

神ニヨリテ宗教的情操ヲ涵養シ皇国女子ノ練成ヲ為ス」と改めている。⁽⁵⁷⁾これは直接的には中等学校令に準拠することになったことに対応するものであった。

後で見ると、中等学校令に対応して改組した際、キリスト教に関する文言を削ることを余儀なくされた学校も少なくないが、⁽⁵⁸⁾この場合はあくまでカリキュラムなどを「準拠」させたというだけであり、中等学校令に基づく高等女学校として認可を受けたわけでもないこともあり、依然としてキリスト教に関する文言を保持している。

一方、財団法人寄附行為では、一九三二年の設立時には、特にキリスト教主義を示す文言は入っていないかった。⁽⁵⁹⁾ところが戦局も押し迫った一九四五年一月には、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シ(略)基督教ノ精神ニヨリテ宗教的情操ヲ涵養シ皇国女子ノ錬成ヲ為ス」⁽⁶⁰⁾と、学則と同様にキリスト教に関する文言を追加している。つまり共立の場合は、戦時下においてキリスト教に関する規定を強化したことになる。

捜真女学校は、日米開戦に伴なって米国バプテストミッションとの援助が断絶したことに対応して、一九四二年に財団法人を設立している。その際の寄附行為では「教育勅語ノ御聖旨ヲ奉戴シ堅固ナル道念ヲ有シ教育アル女性ヲ育成」⁽⁶¹⁾としており、法人の目的には、キリス

ト教に関する文言は入っていない。ただし、学則では「教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ之ヲ実現スル為ニ基督教ニヨリ人格ヲ涵養」となっており、キリスト教に関する文言が入っていた。一九四三年には中等学校令の発布に対応して学則の教育目的の部分で「教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉戴シ中等学校令ノ本旨ニ基ク教育ヲ施シ且ツ基督教ノ精神ニ依リテ宗教的情操ヲ涵養」と改めている⁶³。キリスト教色が後退していることは否めないが、一応最終段階まで保持し続けている。

ここで見てきたように、横浜のキリスト教学校の場合、結果としてキリスト教主義を制度上も保持し続けたことでは共通している。各学校の対応には寄附行為や学則といった規則の次元や、文言についてもそれぞれ差があるが、キリスト教性の保持は重層的に行なわれていたことを示している。

もちろん、地域や時期によって各学校が置かれていた状況には大きな差があり、全ての学校が、横浜のようにいったわけではない。周囲に古くからのキリスト教学校が多かった横浜や東京のような大都市部以上に、地方都市などでは、より深刻な状況に置かれていたことは想像に難くない。

(5) 東北学院と仙台のキリスト教学校

例えば宮城県仙台市の状況を見てみよう。仙台市には、東北学院、宮城女学校、尚綱女学校、仙台女学校がキリスト教学校として存在したが、宮城県は一九四〇年八月にこれらの学校の校長らを県庁に招致し、宮城遥拝や御真影の奉戴、聖書授業の課外化などを要求するなど、厳しい姿勢を示していた⁶⁴。

米国ドイツ改革派教会系の東北学院は、一九二九年八月に財団法人東北学院を設立しているが、その際に法人の目的を「基督教主義ニ従ヒ完全ナル普通教育ヲ施ス」「聖書ニ含メル基督教ニ基キ德育ヲ施ス⁶⁴」としていた。こうした規定は、それ以前の社団法人時代から引き継いだものだが⁶⁵、キリスト教色を前面に打ち出した文言となっている。

理事の構成は「半数ハ福音主義教会ノ会員ナル日本人基督者」⁶⁶、「半数ハ合衆国リフォームド教会宣教師」となっており、日米のキリスト教関係者が理事の要件となっている。ところが、一九三七年には、「教育ノ方針ヲ一層明徴ニシ、強化センガ為」として、キリスト教主義の教育を謳う第四条に「教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シテ教育ヲ施ス」を加えている⁶⁷。

一九四一年二月には、「国家ノ新体制ニ即応」するためとして、法人の目的を「教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉

戴シテ普通教育並ニ高等専門教育ヲ施シ基督教ノ精神ヲ容レテ」と改め、キリスト教は添え物的な扱いとなつてしまつてゐる。さらに理事もそれまでアメリカカリフォルニア州の宣教師と日本人キリスト者が半々だったのを、日本人九名、外国人三名に改めてゐる。⁽⁶⁸⁾

さらに、日米開戦後の一九四二年四月には、理事の選出母体からアメリカカリフォルニア州の宣教師を除くとともに、同窓会からも理事を選出するように規定を改めてゐる。⁽⁶⁹⁾

そして翌一九四三年には、遂に寄附行為中の教育目的から「基督教主義」を削除してゐる。⁽⁷⁰⁾ 全体として見れば、時局の進行の中で東北学院がじりじりと後退を余儀なくされていったのは明らかだ。

法人の目的からキリスト教主義の削除をした直接の要因は、この年の一月に公布された中等学校令への対応だった。従来、東北学院では各種学校としての中学部を置いていたが、一九四三年一月に新たに中等学校令が制定されたことに対応し、東北学院中学校として正式に中学校の認可を得ることになった。

中学校への変更自体は、行政側からの指導によるものだったのかはよく分らないが、その際に法人の目的からキリスト教に関する文言を外したのは文部省の指導によるものであったことは確かだ。⁽⁷¹⁾ つまり、中学校認可と

引き換えにキリスト教主義を寄附行為から外すことを余儀なくされたのである。

同じ年に中学校に転換した同志社中学校でも、中学校の学則から基督教の文字を外さざるを得ない状況に追い込まれてゐる。⁽⁷²⁾ これも学費値上げ認可と引き換えに文部省が要求してきたものであり、⁽⁷³⁾ 自発的になされたものではなかつた。ただし同志社の場合、法人の寄附行為には、キリスト教についての文言は残してゐる。

一方、東北学院の場合は、その後も理事の選出規定では、理事十二名のうち七名以上は「日本基督教団二属スル教会ノ会員タルベシ」から選出するという規定、⁽⁷⁴⁾ つまりキリスト教徒が経営する学校という規定は残されておき、ぎりぎりのところでキリスト教色を残していた。

東北学院と同じく米国改革派教会系の宮城女学校は、一九四一年に財団法人宮城女学校を設立しているが、当初「教育勅語ノ聖旨ヲ奉体シテ女子ニ須要ナル教育ヲ施シ且基督教ノ精神ニ基キ」となつていた法人の目的から、一九四三年には「基督教ノ精神」が削除されてゐる。⁽⁷⁵⁾ これは、東北学院と同様に中等学校令に基づく高等女学校の認可を受けることが直接のきっかけだった。⁽⁷⁶⁾

パプテスト系の尚綱女学校も、一九四二年五月に財団法人尚綱女学校を設立しているが、その際法人の目的には「教育勅語ノ御聖旨ヲ奉戴シ基督教ノ精神ニ基ク」

と、キリスト教に基づくことが第一条に謳われている。だが、翌年の一九四三年にははやくも「基督教ノ精神ニ基ク」が削除されている。この場合も中等学校令に基づく高等女学校の認可に対応したものであった。ただ、この際にも理事六名のうち四名を日本基督教団関係者から選任するという規定は残っている⁽⁷⁷⁾。

仙台のキリスト教学校では、横浜と異なり寄附行為の法人の目的からキリスト教に関する文言の削除を余儀なくされている。これは、それまでの文部省に指定された各種学校から、中等学校令により中学校や高等女学校として正式に認可される際の条件として変更を迫られたものであった。しかし、その場合でも財団法人理事のキリスト教関係者からの選任規定を残すことで、キリスト教学校としての性格を保持しようとしていた。

(6) 当局の弾圧とキリスト教主義

これまで見た学校に対する政府当局からの圧迫は、許認可権などをちらつかせた間接的なものに止まるものであったが、戦局が進むと、さらに直接的な圧迫によってキリスト教教育理念の変更や放棄を迫られる学校も出てくるようになった。

東京品川区にある香蘭女学校は、英国国教会系の宣教団体SPGが設立した女子のミッション・スクールであ

る。同校は創立以来、宣教師個人による経営が続いてきたが、一九二九年に財団法人香蘭女学校を設立し、法人化を果たしている。その際寄附行為に記された法人の目的は「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ授ケ特ニキリスト教主義ニ基キ力ヲ徳育ニ致シ善良ナル婦人ノ資格ヲ養成」となっており、キリスト教主義を前面に打ち出していた⁽⁷⁸⁾。

一九四三年になると「日本聖公会東京教区監督」を理事とするという規定を寄附行為から削除しているが、これは宗教団体の法のもとで、教団としては日本聖公会が消滅したということに対応したものであり、学校内部の問題によるものではなかった。つまり、香蘭女学校は戦時下においても、学校の組織や内容に大きな変更を迫られることなく、運営を続けていたのである。

大きな転機が訪れたのは、一九四四年のことである。その発端は二月に当時の教頭鈴木二郎が憲兵隊に連行され、その後退職を余儀なくされるという事件であった⁽⁸⁰⁾。続いて四月には、教員の一人が校内で反戦的な言動を行ったとして密告され、東京憲兵隊に検挙された⁽⁸¹⁾。

実は一九四四年に入ってから、憲兵隊はそれまでも増してミッション・スクール関係者の反戦的言動に神経をとがらしており、香蘭女学校についても内偵を進めているところだった。そうしたさ中、学校関係者からの密

告があったというわけであった。憲兵隊は、香蘭女学校を戦争に非協力的な学校と決めつけたが、さすがにそれだけでは刑事上の処分は難しいと判断し、文部省に学校の「肅正」を要求した⁽⁸⁵⁾。

こうして憲兵隊の意を汲んだ文部省の指導によって、七月には校長井上仁吉らが退職を余儀なくされ、代わって東京都から篠原雅雄が校長兼理事長として派遣されてくるという事態に陥った⁽⁸⁶⁾。さらに翌一九四五年一月には中等学校令に基づく香蘭高等女学校として改組し、学則からキリスト教色の排除を余儀なくされた⁽⁸⁷⁾。

財団法人の寄附行為からは、キリスト教に関する文言が削除されることはなかったが、礼拝が実施できなくなるなど、実態から見ればキリスト教学校としての命脈は絶たれた。

もちろん、当局への密告が現職の教員によってなされるなど、そこに至る経緯には校内の派閥対立も大きく影響しているが、こうした派閥対立が思想対立を巻き込むことで、より当局からの干渉が激しいものとなっていったことは確かだろう。

もう一つ、当局による露骨な弾圧が行なわれた学校の例として、兵庫県姫路市の日ノ本女学校がある。同校は米国婦人バプテスト伝道協会が設立したミッション・スクールだったが、この学校でも、校長浪岡三郎が校内で

時局に関する「造言飛語」を吹聴したとして、一九四四年四月、特高警察に逮捕・拘留されるという事態に直面した⁽⁸⁷⁾。浪岡は言論・出版・集会・結社等臨時取締法で起訴され、懲役一年の実刑判決を受け服役するなど⁽⁸⁸⁾、学校は存続の危機に陥った。

財団法人日ノ本女学校理事会は、学校を存続するためには校長の辞職だけでなく、学則からのキリスト教主義及び校長のクリスチャン条項の削除が必要と判断した⁽⁸⁹⁾。さらに一九四五年度からは、中等学校令に基づく高等女学校に改組するとともに、寄附行為にあった「日本基督教団正教師及信徒」から理事を選任するという規定を削除せざるを得なくなった⁽⁹⁰⁾。浪岡に代わって新たに非キリスト教徒が校長に就任し、礼拝をはじめとするキリスト教行事も実施できなくなった⁽⁹¹⁾。こうして寄附行為や学則といった制度面からも、キリスト教教育といった実態面からも、ともにキリスト教学校としての性格は消滅していったのである。

戦時中の特高警察は、キリスト教学校の関係者について「その抱持する拜外思想は極めて強烈、心中深く浸透し居る英米崇拜の感念には牢固抜くべからざるものあり」として、「嚴重視察内偵の要あり」と見なしていた⁽⁹²⁾。また、憲兵隊も「反戦的な言動をなすもの」ありとして、キリスト教学校に対する監視と取締りを徹底す

る方針を打ち出していた。⁹⁰⁾つまり、アメリカやイギリスのミッションとの関係が深く、拜外思想に凝り固まった連中の巢窟であり、徹底して監視しないとイケないと考えていたのである。こうした傾向は以前からあったが、一九四四年になるとより強まり、逮捕・拘留など実力行使を伴うようになっていた。こうした中で、当局に「目を付けられ」、激しい弾圧にあったのが香蘭女学校や姫路の日ノ本女学校であった。

2、立教学院とキリスト教主義

(1) 財団法人立教学院寄附行為と基督教主義

以上のような、各キリスト教学校の状況を見た上で、あらためて一九四二年九月に行なわれた立教学院の寄附行為の変更の過程（文部省による認可は一九四三年二月⁹⁴⁾）を検討してみよう。

一九三一年に成立した財団法人立教学院にとって、この時が初めての寄附行為の変更だったわけではなく、一九四一年には二度にわたり理事の選出規定をそれまでの米国聖公会から日本聖公会関係者中心に改める変更を行なっている⁹⁵⁾。これは他のキリスト教学校でも行われていたように、経営の邦人化のためであったが、実態としても一九三〇年代を通じてミッションの影響力は次第に

後退してきている上に、日米両国が断交すると否応なく邦人化が図られるという点で、制度を実態に合わせたという意味合いが強い。

ところが一九四二年に行なった変更は、学校の基本的制度からキリスト教との関わりをすべて絶ち切ったという点で、それ以前とは大きく性格を異にしていた。この時、立教が行った寄附行為の変更を確認すると次の通りである。

第二条の「基督教主義ニヨル教育」を削除し、「皇国ノ道ニヨル教育」に変更。

第五条「理事ハ日本聖公会聖職信徒中ヨリ之ヲ選ブ」を削除。

第八条「理事長ハ理事会ノ同意ヲ得テ理事中ヨリ立教学院総長ヲ、及立教学院付牧師並ニ会計ヲ任免ス」から会計と学院付牧師を削除。

さらに大学の学則第一条からも基督教主義を削除。学校の目的を「皇国ノ道ニヨル教育」として、それまであった「基督教主義」の文言を削除するとともに、理事の選出母体としても聖公会・キリスト教関係者を排除した。変更後の寄附行為には、キリスト教学校としての痕跡を徹底的に消し去っている。

すでに見たように、多くの学校では「教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴」といった文言を寄附行為に加える変更を行なっ

ているが、キリスト教に関する文言を削除した学校は多くはない。戦時下における日本のキリスト教学校は、極めて厳しい局面に立たされていたのはいうまでもないが、理事の選出母体から聖公会はおろかキリスト教関係者をすべて削除した例は、戦時下においてもほとんど存在しない。

もう一つ特徴的なのが「皇国ノ道」という文言を採用したことである。大島宏は教育勅語も「皇国ノ道」も「国体観念の強調⁽⁹⁶⁾」として一括りにしているが、すでに見たように、高等教育機関を持つ男子系キリスト教学校で「皇国ノ道」という文言を採用した例は存在しない。「皇国民ノ錬成」(同志社)や「皇国ノ負荷ニ任スヘキ人物」(青山学院)といったように、似たような文言を採用している場合もあるが、いずれも教育勅語とセットで使っており、単独での使用ではない。中等教育機関まで視野を広げると「教育勅語ノ聖旨ヲ奉體シ皇国ノ道ニ則リ」(財団法人東奥義塾寄附行為第三条)⁽⁹⁷⁾というように「皇国ノ道」という文言を採用した場合もないわけではないが、やはり教育勅語とセットで使っており、両者が次元を異にする概念だったことは確かだ。

「皇国ノ道」は、一九三〇年代後半になってから前面に出てきた、従来、学校の目的などにも使われてこなかった、戦時期に新たに登場した概念であった⁽⁹⁸⁾。先に

も触れたように、教育勅語の解釈も明治時代から同じだったわけではなく、時代に応じて変化していたが、特に一九三〇年代後半以降は、極端な国体論的解釈が幅を利かせるようになっていた⁽⁹⁹⁾。しかし教育勅語は、官公私立を問わず従来から学校教育の現場で徳育の基本とされてきたものではあった。立教学院が寄附行為に単独で「皇国ノ道」を採用したことは、こうして面からみても特異であった。つまり、もはや教育勅語すら登場しないというところに、大きな特徴があったのである。

すでに見たように、戦時下においても他の学校は何らかの形でキリスト教学校であることを維持しており、ここまで徹底的にキリスト教色を払拭したのは、ほとんど例がない。

弘前の東奥義塾のように、寄附行為の教育目的からキリスト教主義や理事のキリスト教信徒からの選任規定を削除し、基督教教育同盟からも脱退してキリスト教色を完全に払拭した学校が全くないわけではないが、そうした場合も徐々に段階を追って行われている上に、そのまま進むのは、戦局が極めて厳しくなった一九四四年以降のことである。しかし立教学院の場合、そうした過程を経ることなく、比較的早い時期に一挙にキリスト教色の完全払拭まで突き進んでおり、その特異性は際立っている。

そこで問題になるのは、どうして立教がこういう特異な対応を取らざるを得なかったのかということである。一九四五年一〇月二四日にGHQは、戦時中の立教学院で信教の自由の不当な侵害や蛮行があったとして、当時の総長以下の教職員一名を追放する指令を発している。このことはこれまで立教史の研究でもしばしばとり上げられてきているが、実はこの指令では、同時に全国のキリスト教学校八一校に対してもこうした行為について報告を求めている⁽¹⁰⁰⁾。

CIE資料の中には、この指令に基づいて全国のキリスト教学校から集められた報告も残されている。ここで立教学院は、寄附行為の変更について「キリスト教に基づく教育を継続しないという政府の方針に従って」強制されたものと回答しているが、その具体的な状況は詳らかにしていない⁽¹⁰¹⁾。

これまでの研究では、文部省による指導⁽¹⁰²⁾や立教内外のキリスト教排撃運動の影響⁽¹⁰³⁾などが指摘されてきたが、まず現段階で分かっている範囲で寄附行為の変更の経過を再確認しておく必要があるだろう。

キリスト教主義を定めた立教学院の寄附行為第二条の変更については、一九四二年九月に突如として問題化したわけではなく、一九四一年に文部省がその変更を求める意見を伝えていたように、それ以前から課題として学

校側が認識していた⁽¹⁰⁴⁾。

特に一九四一年後半から聖路加国際病院と合併することで、立教大学に医学部を設置する構想が具体化してくると⁽¹⁰⁵⁾、当時の学長遠山郁三の日記に次のような記述が見え、キリスト教主義を記した第二条や聖公会関係者からの理事の選出規定を削除することが課題となっていたことがわかる。

一九四二年一月一六日

「寄附行為第二条に就ては、研究すべしとの事。」

一九四二年三月一四日

「寄附行為第一条の聖公会聖職及信徒云々の字を削りたし。文部省で異議なき場合、将来任用の範囲狭く不都合ならんとの事。」⁽¹⁰⁶⁾

結局、七月段階で文部省に提出することを予定していた医学部の設置認可申請書では、次のように変更することになっている。

第一条 「財団法人立教学院ハ立教大学、立教中学校並ニ聖路加国際病院ヲ経営維持ス」

ところが、学則は次のように変更することになっていた。

第二条には、「医学」を加える。

第二条 「国家思想ノ涵養及び基督敎主義ニ基ク人格ノ陶冶ヲ旨トスル教育ヲ施ス」

ここで寄附行為から基督敎主義は削除し、教育の目的自

体は何も記さないように変更している。その一方で学則には「基督教主義」を存置するとともに、寄附行為でも理事は「日本聖公会聖職信徒中」から選ぶという規定を残すことで、キリスト教学校としての性質を確保しようとしている⁽¹⁰⁷⁾。だが、この時点では変更が実現することはなかった。医学部設置構想自体が頓挫したからだ。

だが結局、同じ一九四二年中に立教では財団法人の寄附行為と大学の学則の変更を申請することになった。その発端となったのは、一九四二年九月一〇日に発覚した「学生暴行事件」であったとされる⁽¹⁰⁸⁾。

当時予科講師であった細入藤太郎が、戦時中の立教大学の状況について語った文書がGHQ資料の中に残されている。細入の談話を基にした「一九三七年、木村重治博士時代以降の立教の歴史の回顧」と名付けられたメモによると、この事件はボクシング部の部長が射撃部副部長であった予科教授小沢淳男、教練教師伊達允中尉らを暴行したものであったとされている⁽¹⁰⁹⁾。小沢は当時、予科で論理の授業を担当していたが⁽¹¹⁰⁾、盛んにキリスト教排撃論を唱えていたという⁽¹¹¹⁾。学生による暴行事件が、なぜ学校全体の教育方針の変更に結びつくのかはよく分らないが、この事件の直後から寄附行為の変更への動きが進んだことから、現在のところ、その発端とみなされている。

当時の立教大学の配属将校は飯島信之大佐である。飯島は「鬼の配属将校⁽¹¹²⁾」とか「典型的な悪軍人⁽¹¹³⁾」、さらには「狂的愛国主義者⁽¹¹⁴⁾」とも評されるフアナティックな軍国主義者であり、たびたび大学当局や学生を圧迫したとされる人物である。

だが、事件を知った飯島の対応は意外に冷静なものだった。「此事件は学内で解決すべきもので、軍に持ち込む意思なし⁽¹¹⁵⁾」として、基本的に学内問題であり、軍が介入する案件ではないという意向を示した。

ところが、九月一五日に行なわれた大学部長会では、河西太一郎経済学部長は遠山学長に対し、学則から「キリスト教主義の文字抹殺⁽¹¹⁶⁾」を要求する発言を行なった。河西が学生暴行事件にどのように関わっていたのか定かではないが、配属将校は特にその責任を追及するような姿勢を示しておらず、河西のこの発言が事件と関係があったのかどうかは、よくわからない。だが結果として見るならば、この日を境に立教学院からキリスト教主義を「抹殺」する動きが急速に活発化したことは確かだ。

こうした動きの背後には、飯島大佐からの圧力があつたという証言もある⁽¹¹⁷⁾。遠山学長は、日記にしばしば飯島の意見や要求を記しているが、そこからは寄附行為と学則の変更問題について、直接学長らに対して要求したという事実は確認できない。

もちろん、飯島が間接的に圧力をかけた可能性は否定できないが、少なくとも遠山学長に対する直接の要求があったわけではないようだ。また、仙台や福岡の学校で見たような、文部省から学校に対して直接圧力がかったことも、遠山の日記などからは確認できない。むしろ当時の史料から伝わってくるのは、河西の発言にも示されるように、外部より教員をはじめとする内部からの圧力である。

このころ、予科の教員だった縣康は、遠山の部屋から激しい口論の音がするのを聞いている。

「耳を澄ましても内容は知る由も無かったが、出てきた人物によってそれが当時キリスト教に反対の佐藤某親子と遠山学長であり、後日に到ってその論点は、学則から基督教主義を排除の強要であったと聞かされた。」⁽¹¹⁸⁾

実際、遠山の九月二五日の日記にも、彼のもとを訪れた親子が「脅迫的言辞」を吐いたことが記されている。⁽¹¹⁹⁾佐藤とは、立教中学校教諭であった佐藤正義だが、当時盛んにキリスト教を排撃していたとされる。⁽¹²⁰⁾縣は後に「立教は軍の迫害を受けた、とよく言われているが私から見れば、実は立教の中の人達が世論に妥協して自ら苦境を作り出した」⁽¹²¹⁾と述べている。こうして九月二十九日の第五四回理事会で、寄附行為と大学の学則の変更が決定されたのである。⁽¹²²⁾

戦時中に文部省専門教育局監理課長として大学の監督行政に当たった勳木亨弘は、紛争が起こったキリスト教学校について次のように述べている。

「例外なしに内部のあつれきですよ。だから内部がぴしっとやっているとところはそんなことはないですね。」⁽¹²³⁾

もちろん、これは当時の行政担当者の言である上に後からの回想であり、全面的に依拠することはできない。しかし、当時キリスト教学校に起こったさまざまな状況を考える上では、示唆に富んでいる。⁽¹²⁴⁾

(2) 細入藤太郎メモと「学生暴行」事件

九月一五日の大学部長会で基督教主義の「抹殺」を要求した河西太一郎の名は、遠山日記に経済学部内紛の一方の当事者としてたびたび登場している。このころの経済学部では田辺忠男、松下正寿らと河西、山下英夫らの間に深刻な対立が顕在化していた。⁽¹²⁵⁾先に紹介した細入藤太郎メモによると、当時の立教大学では大きく分けて次の三つの派閥が争いを繰り広げていたという。⁽¹²⁶⁾

一つは、経済学部部長田辺忠男を中心とする派閥である。遠山郁三学長も田辺に同調していた。

二つ目は、経済学部教授河西太一郎と山下英夫を中心とする派閥。このグループには経済学部だけでなく、阿部三郎太郎、辻莊一といった予科の一部教員も同調して

いた。

そして三つ目が、予科教授武藤安雄派であった。このグループは「経歴詐称」事件で、立教を追われた大学文学部長兼中学校長小島茂雄の系譜を組んでいた。武藤派も、小沢淳男、金子尚一、柴田亮といった予科教員が少なくなかった。

彼らには、田辺忠男が野球部、阿部三郎太郎がボクシング部というように、それぞれ部長などを務めたりしている運動部があり、影響力を行使していた。

つまりこうした教員にとつて、運動部の学生は「手勢」として都合よく使喚できる存在だったのである。また、阿部は河西派、小沢は武藤派といったように、それぞれ対立する派閥に属しており、この事件は単なる学生による暴行ではなく、当時の学内での派閥争いの先鋭化の現れだったと見ることもできるだろう。本質が学内の派閥争いであったとすると、飯島大佐が、軍が介入する問題ではないという姿勢を取ったのも当然だ。

もちろん、この派閥分け自体は一教員の主観によるものであり、そのまま依拠できるものではない。だが立教での派閥対立は戦時中にいきなり生じたものではなく、遅くとも一九三〇年代前半には顕在化していた問題であった。⁽⁵⁷⁾立教大学では、一九二三年に元田作之進が学長を辞職して以降、学内での主導権の獲得をめぐる

浦貞二郎、木村重治、小島茂雄らの間で激しい権力闘争が行われていた。一九三六年に起こった「チャペル事件」も、こうした学内対立の現れという性格も持っていた。⁽⁵⁸⁾その後もこうした対立は解消されたわけではなく、その後も位相を変えながら続いていたのである。

これまで戦時中の立教大学内部での対立としては、経済学部内の「思想対立」について触れられることが多かったが、⁽⁵⁹⁾細入のメモは、対立は経済学部に限まるものではなく、予科教員などを巻き込み、単に思想対立では説明できない構造を持っていたことを明らかにしている。その具体的構造については今後より検討が必要だが、少なくとも派閥は三つ以上ある上に、対立していたとされる河西太一郎と小沢淳男が共に反キリスト教的態度をとっていたとされるなど、単純にキリスト教主義と皇道主義の対立という構図だけでは説明しきれないことは明らかだ。

寄附行為の変更をめぐることは、この時期から再燃した日本聖公会の日本基督教団への合同問題との関連など⁽⁶⁰⁾、この他にも考慮すべき要素が多くあり、最終的にこうした派閥争いが寄附行為などの変更にどの程度影響を及ぼしたのかは、今後の課題にせざるを得ないが、少なくとも現状では軍や文部省からの直接の圧力は史料的に確認できない反面、教員などからの直接の要求は確認できる

ということとは指摘しておきたい。

すでに見たように、戦時下、他のキリスト教学校の幹部の中には、憲兵や特高に検挙されたり、投獄されたりした場合もあるが、少なくとも当時の立教大学ではこうした事例も確認できない⁽¹³²⁾。また、戦時中に寄附行為などからキリスト教に関する文言の削除を余儀なくされた学校は、文部省が中等学校令による認可や学費値上げの認可といった許認可事項を人質に取る形で、実質的な強制であった場合が少なかつたが、現在のところ、当時の立教学院が、こうした許認可案件との関係で変更を選択したということは確認できない。

また、日本基督教団への合同を拒否した日本聖公会に對しては、他のキリスト教派にもまして、当局からの強い圧力がかかったことは想像に難くない。それでも佐々木鎮次ら非合同派の聖公会幹部が相次いで逮捕拘留されるようになったのは、一九四四年に入ってからのものであり、少なくとも一九四二年段階では、聖公会関係者に対する露骨な弾圧は行われていない。当時、特高警察が立教の周辺を盛んに内偵していたことは確かだが⁽¹³⁴⁾、この時期には立教大学や学院の幹部が憲兵隊や特高警察に検挙されたことは確認できない。

つまり、当時の他のキリスト教学校に比べて、特に強い圧力がかかっていたとも思えないのである。もちろん

本稿でも触れたように卒業生や教職員など内部からの突き上げや、特に中学校における配属将校の横暴⁽¹³⁵⁾といった外部からの圧力があつたことは確かだが、少なくとも一九四二年九月に、軍や文部省、東京府といった機関から直接の要求があつた可能性は高いとは言えない。

既に見たように、戦時中に教育目的からキリスト教に関する文言を削除することを余儀なくされる学校が出てきていたことは確かだ。こうした学校にも間接、直接的な圧力がかかったが、ほとんどの学校ではキリスト教色を完全払拭するには至らなかつた。また段階的に後退を重ねていった他の学校とは異なり、教育の目的から理事の構成に至るまで、一気に寄附行為や学則を変更したことが立教の大きな特徴であつた。

ここでキリスト教主義を削除したことは、戦時下の立教の教育にとって非常に大きなことであつたが、カトリック系の学校が教育目的にキリスト教に関する文言を入れていなかつたように⁽¹³⁶⁾、キリスト教の有無とキリスト教学校の性質とは、本来は別の次元の問題である。

実際、立教でも創立以来一貫してキリスト教に関する文言を寄附行為や学則に謳っていたわけではない。

寄附行為については、財団法人立教学院設立以前の母体であつた聖公会教育財団の寄附行為には、キリスト教云々の文言は見当たらない。一九三一年の財団法人立教

学院成立の際に、初めて「基督教主義」を公式に打ち出すようになっていた。大学の学則レベルでも、大学令によつて認可された一九二二年の学則では、キリスト教主義の文言は入っておらず、一九三四年の改定で挿入されたものである。

つまり立教学院において、財団法人の寄附行為の中にキリスト教主義の文言が入ったのは、一九三一年、学則に入ったのは一九三四年三月（四月実施）¹³⁷⁾と意外に新しい。当時はいずれも特に問題にもならず文部省から認可されている。実は規則上キリスト教に関する文言が入つてから削除されるまで、前者から数えると十一年、後者に至つては七年にしか過ぎず、立教の歴史全体から見ると意外に新しい。これ以前、キリスト教に関する文言が入っていないからといって、立教がキリスト教学校であることを疑う声は、学校の内外を通じて存在しなかった。

すでに他のキリスト教学校の事例でも見たように、キリスト教学校の性質を保持する上でより重要であったのは、誰が経営するのか、つまり、理事をキリスト教の宣教師や信徒から選任するのかという規定が入っているかどうかということであった。仮に教育目的からキリスト教の文言を削らざるを得なくなった時でも、ほとんどのキリスト教学校では、キリスト教関係者からの理事選任

規定を残している。

立教の場合、特徴的だったのは、基督教主義の削除と同時に日本聖公会関係者からの理事選任や学院付牧師の規定も同時に削除していることである¹³⁸⁾。法人の目的からも理事の選任からも、キリスト教色を払拭してしまうと、キリスト教学校としての性質を担保するものは、少なくとも制度上何一つなくなる。一九四六年のプロテスタント系キリスト教学校の団体である基督教教育同盟の加盟校一覧にも、立教の名を見出すことはできない¹³⁹⁾。こうして、立教はキリスト教学校ではなくなつていつたのである。

おわりに

本稿の目的の一つは、戦時中のキリスト教学校の寄附行為の変更の過程を時系列的に整理し、その特徴を明らかにしようとするのであった。

戦時体制下での寄附行為などの変更は、大きく分けること次の四段階に分けることができるだろう。

- ①教育勅語の趣旨に沿うことを明記。
- ②段階的に理事会を邦人化。
- ③ミッションとの関係を断絶。
- ④教育目的の改変。

日中戦争勃発前後から続くこの動きは、対米戦争が始まり母教会との関係が断絶する中で大きく加速し、最終的にはキリスト教主義の放棄も含む教育目的の改変に手をつけるようになったという流れである。

とはいえ、単純にそこに至ったわけではなく、本稿では、社会状況や文部省などによる許認可権を梃子とした圧力の中で、段階的に改変が進んでいったことを明らかにした。そこまで至ったのは、多くの学校では戦局も押し迫った一九四四年前後になってからのことであった。

また、本稿ではキリスト教学校の性格を見ていく場合、寄附行為における教育目的や方針だけでは不十分であり、理事の選出規定なども、これを左右する大きな要素であることも指摘した。

さまざまな制約や圧力にさらされた戦時下においては、理事の選任規定は多くの学校でキリスト教学校としての性格を確保する最後の砦としての役割を果たすことが少なくなかった。教育勅語との関係や学校の認可に関わる寄附行為や学則の教育目的や方針とは異なり、キリスト教徒が財団法人を設立することを妨げる法制度は、当時といえども存在しなかったからである。

とはいえ、本稿で取り上げた学校は、全体からするとほんの一部だったが、その中でも多様な対応があったことが確認できた。従って大島も指摘するように⁽¹⁴⁾、今後

その他の全ての学校の状況を踏まえて再検討していく必要があることは言うまでもない。

本稿では、こうして戦時下における各キリスト教学校の動向を俯瞰したうえで、一九四二年に行なわれた財団法人立教学院の寄附行為の変更の特徴とその過程について再検討した。

そこで浮かび上がってきた特徴はいくつか指摘することができる。ひとつは、キリスト教主義の削除を含む根本的な寄附行為の変更を比較的早い段階で一気に実行したということである。さらにその際、教育勅語の趣旨といった文言を付け加えるのではなく、これに代えて教育の目的を「皇国ノ道」という文言を単独で使ったということも特徴的であった。さらに、それまでであった理事を日本聖公会の信徒から選任するという規定も全面削除したことも類例のほとんどないことであった。

これらの措置によって、立教学院からは制度上完全にキリスト教色を払拭したが、すでに本稿でも見たように、教育目的からキリスト教に関する文言の削除を余儀なくされた学校でも、理事はキリスト教徒から選ぶという規定を残したところがほとんどである。こうすることによって、かろうじてキリスト教学校としての性質を保ちしようとしたことは明らかだ。

残念ながら、本稿では立教学院がこうした変更を行う

に至った直接の要因を明らかにすることはできなかった。しかし軍や文部省などからの直接の圧力は確認できず、むしろ当時の学内状況が大きく作用していた可能性が、現段階では史料から示唆される。政府による統制が強まった戦時中は、他の時期にもまして政府との関係はもちろん重要だが、学校内部からの内在的問題の展開をふまえなければ、説明できないことも少なくないだろう。

また、立教のキリスト教主義の関する研究は、財団法人立教学院設立以降、特に戦時期に集中してきたが、本稿でも触れたようにそれ以前からの流れの中で位置づけていく必要があるだろう。もちろん基本的に史料的制約によるところが大きいとしても、今後の大きな課題ということは確かである。

注

- (1) 「まえがき」 科研費報告書『戦時下におけるキリスト教学校教育の動態―統制に対する対応の多様性を中心に―』（平成25年度〜平成27年度日本学術振興会科学研究補助金（基盤研究（C））研究成果報告書「研究代表者榎松かほる」）（以下「科研費報告書」と略す）。
- (2) 中野実「戦時下の私立学校」『立教大学教育学科研究年報』三九号 一九九一年。
- (3) 大島宏「基督教主義ニヨル教育」から「皇国ノ道ニヨル教育」へ]

老川慶喜・前田一男編著『ミッシン・スクールと戦争―立教学院のディレンマ』（東信堂 二〇〇八年）。

- (4) 前掲『科研費報告書』。
- (5) 大島宏「戦時下におけるキリスト教主義学校の経営法人の目的変更をめぐる動向」前掲『科研費報告書』。
- (6) 例えば「青山学院が敢然独立へ、米国の援助を辞退」『東京日日新聞』一九三三年八月三日。
- (7) 例えば東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史 資料篇』（学校法人東北学院 一九八九年）三七四〜三七六頁。
- (8) 例えば明治学院五十年史編集委員会編『明治学院五十年史』（学校法人明治学院 二〇一三年）二六八頁。
- (9) 例えば青山学院編『青山学院九十年史』（青山学院 一九六五年）四五四頁。
- (10) キリスト教学校教育同盟百年史編集委員会編『キリスト教学校教育同盟百年史』（キリスト教学校教育同盟 二〇一二年）一三四頁。
- (11) 前掲『明治学院五十年史』二六八頁。
- (12) 「寄附行為中変更ノ件」文部大臣官房総務課記録班分類文書『日本女子歯学医学専門学校、明治学院（昭2. 1〜昭25. 9）』（平4文部0081500）（独立行政法人国立公文書館所蔵）（以下、「文部省文書」と略称。また本稿では、文部省専門学務局学務課および文部省学校教育局専門教育課作成資料なども使用しているが、便宜上すべて「文部省文書」と表記する。なお所蔵はすべて同じ）。
- (13) 「財団法人明治学院寄附行為（昭和一九一九年三月三十一日変更認可）」前掲『日本女子歯学医学専門学校、明治学院（昭2. 1〜昭25. 9）』。
- (14) 同志社大学人文科学研究所編『日本プロテスタント諸教会史の研究』（教文館 一九九七年）二七、八九、一三二、一八〇頁。

- (15) 前掲『キリスト教学校教育同盟百年史』九三頁。
- (16) 前掲「戦時下におけるキリスト教主義学校の経営法人の目的変更をめぐる動向」。
- (17) 前掲『キリスト教学校教育同盟百年史』一三一～一三三頁。
- (18) 高瀬幸恵「戦時体制下におけるキリスト教系高等女学校の妥協と抵抗」前掲『科研費報告書』。
- (19) 「専門学校入学者検定規程第十一条による指定学校に於ける宗教教育に関する件」文部省文書『大正十三～昭和二十三年 教育通則雜載』(昭56文部02404100)。
- (20) 福岡女学院百年史編集委員会編『福岡女学院百年史』(学校法人福岡学院 一九八七年)一七七～一七八頁。
- (21) 前掲『福岡女学院百年史』一七九頁。
- (22) 前掲「戦時下におけるキリスト教主義学校の経営法人の目的変更をめぐる動向」。
- (23) 同志社社史史料編集所編『同志社百年史 通史編二』(学校法人同志社 一九七九年)一一八六～一九〇頁。
- (24) 文部省文書『同志社(設立)昭和18年度』(平15文科00525100)。
- (25) 同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編『特高資料による戦時下のキリスト教運動1』(新教出版社 一九七二年)。
- (26) 田川大吉郎編『日本の基督教々育に就いて』(日本基督教連盟・基督教々育同盟会 一九三二年)八五～八八頁。
- (27) 「寄附行為中変更認可ノ件」文部省文書『本吉郡育英会、東北学院、東北産婆看護婦学校、東北薬学専門学校、今野報恩会』(平4文部00640100)。
- (28) 「寄附行為変更認可ノ件」前掲『日本女子歯学医学専門学校、明治学院(昭2.1～昭25.9)』。
- (29) 前掲「基督教主義ニヨル教育」から「皇国ノ道ニヨル教育」へ。
- (30) 同志社社史史料編集所編『同志社百年史 資料編二』(学校法人同志社 一九七九年)一一八六頁。
- (31) 「寄附行為中変更認可ノ件」文部省文書『私立西南学院財団(設立)昭和13年度』(平17文科0044100)。
- (32) 「寄附行為中変更認可ノ件」文部省文書『自昭和2年 関東学院』(平11文部00212100)。
- (33) 「寄附行為中変更ノ件」文部省文書『青山学院(昭2.4～昭25.6)』(平4文部00814100)。
- (34) 関西学院百年史編纂事業委員会編『関西学院百年史 資料編II』(学校法人関西学院 一九九五年)三五頁。
- (35) 齋藤智朗「井上毅と宗教」(弘文堂 一九九六年)六六頁。
- (36) 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』(講談社 一九七一年)一九六頁。
- (37) 佐藤八寿子『ミッション・スクール』(中公新書 二〇〇六年)四三～四六頁。
- (38) 金城学院百年史編集委員会編『金城学院百年史』(学校法人金城学院 一九九六年)二二五～二二八頁。
- (39) 塚本与三郎『青山の学風』(文川堂書店 一九二二年)五九頁。
- (40) 坂田祐「恩寵の生涯」(待晨堂 一九六六年)七六頁。
- (41) 真山光彌『愛知のキリスト教』(新教出版社 一九九二年)二二二頁。
- (42) 「寄附行為変更認可申請」前掲『自昭和2年 関東学院 冊一』
- (43) 貝塚茂樹「近現代教育史のなかの教育勅語」『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要』五号 二〇一五年。
- (44) 「寄附行為変更の認可について」前掲『自昭和2年 関東学院 冊

- 1」。
- (45) 『同志社百年史 資料編二』一一九七頁。
- (46) 「寄附行為中変更ノ件」前掲『日本女子歯学医学専門学校、明治学院(昭2. 1、昭25. 9)』。
- (47) 「私立西南学院財団寄附行為」文部省文書『私立西南学院財団昭和16年』(平17文科0046100)。
- (48) 「財団法人関東学院寄附行為」(昭和一六年三月変更) 前掲『自昭和2年 関東学院 冊一』。
- (49) 「財団法人青山学院寄附行為附細則」(昭和一七年五月二六日変更認可) 前掲『青山学院(昭2. 4、昭25. 9)』。
- (50) 「財団法人東北学院寄附行為」(昭和一九年三月一部変更申請) 前掲『本吉郡育英会、東北学院、東北産婆看護婦学校、東北薬学専門学校、今野報恩会』。
- (51) 「財団法人同志社寄附行為並ニ施行細則」(昭和一六年四月一七日施行) 『同志社(設立) 昭和18年度』(平15文科00253100)。
- (52) 「昭和二年四月 財団法人関東学院寄附行為」前掲『自昭和2年 関東学院 冊一』。
- (53) 「寄附行為中変更ノ件」『自昭和2年 関東学院 冊一』。
- (54) 「寄附行為中変更ノ件」『自昭和2年 関東学院 冊一』。
- (55) 前掲『恩寵の生涯』一〇三、一〇四頁。
- (56) フェリス女学院150年史編纂委員会編『フェリス女学院150年史資料集第2集 近代女子教育 新学制までの軌跡』(学校法人フェリス女学院 二〇二二年) 二一〇頁。
- (57) 「横浜共立学園資料集」編集委員会編『横浜共立学園資料集』(学校法人横浜共立学園 二〇〇四年) 四九九、九五四頁。
- (58) 前掲「戦時下におけるキリスト教主義学校の経営法人の目的変更をめぐる動向」。
- (59) 前掲『横浜共立学園資料集』五三〇頁。
- (60) 前掲『横浜共立学園資料集』九六九頁。
- (61) 「財団法人捜真女学校寄附行為」文部省文書『捜真女学校、剣心学園』(平11文部06230100)。
- (62) 曾根暁彦『捜真女学校九十年史』(学校法人捜真女学校 一九七七年) 二五〇頁。
- (63) 東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史 資料篇』(学校法人東北学院 一九九〇年) 四一五〜四一七頁。
- (64) 前掲『東北学院百年史 資料篇』三一五頁。
- (65) 前掲『東北学院百年史 資料篇』二二一頁。
- (66) 前掲『東北学院百年史 資料篇』三一五頁。
- (67) 「寄附行為中変更ノ件」前掲『本吉郡育英会、東北学院、東北産婆看護婦学校、東北薬学専門学校、今野報恩会』。
- (68) 「寄附行為中変更ノ件」『本吉郡育英会、東北学院、東北産婆看護婦学校、東北薬学専門学校、今野報恩会』。
- (69) 「寄附行為変更ノ件」『本吉郡育英会、東北学院、東北産婆看護婦学校、東北薬学専門学校、今野報恩会』。
- (70) 「寄附行為中変更認可ノ件」『本吉郡育英会、東北学院、東北産婆看護婦学校、東北薬学専門学校、今野報恩会』。
- (71) 前掲「戦時下におけるキリスト教主義学校の経営法人の目的変更をめぐる動向」。
- (72) 同志社社史史料編集所編『同志社百年史 通史編二』(学校法人同志社 一九七九年) 一一八六〜一一九〇頁。
- (73) 柴沼真「戦時下キリスト教学校の当局からの統制への対応についての考察」前掲『科研費報告書』。

- (74) 「財団法人東北学院寄附行為」(昭和一九年三月一部変更) 前掲『本吉郡育英会、東北学院、東北産婆看護婦学校、東北薬学専門学校、今野報恩会』。
- (75) 「宮城学院 目で見る120年」編集委員会編『宮城学院 目で見る120年』(学校法人宮城学院 二〇〇六年) 四八頁。
- (76) 「展示概要」戦時下の宮城学院」『宮城学院資料室年報』第九号 二〇〇三年。
- (77) 「財団法人仙台尚綱女学校寄附行為」文部省文書『南光学園、仙台尚綱高等女学校、阿部報公会、聖愛幼稚園、宮城県海洋会、尚綱女学院』(平4文部0064100)。
- (78) 「財団法人香蘭女学校設立ノ件」文部省文書『香蘭女学校、聖学院財団法人、菓園学舎(昭5.5〜昭25.1)』(平5文部0149100)。
- (79) 「財団法人寄附行為中変更認可ノ件」前掲『香蘭女学校、聖学院財団法人、菓園学舎(昭5.5〜昭25.1)』。
- (80) 香蘭女学校編『香蘭女学校100年のあゆみ』(学校法人香蘭女学校 一九八八年) 一二五頁。
- (81) 「基督教主義学校教員の陸軍刑法違反其の他の検挙状況」内務省警保局保安課編『特高月報 昭和十九年四月分』。
- (82) 大谷敬二郎『昭和憲兵史』(みずが書房 一九六六年) 四〇〇〜四〇一頁。
- (83) 前掲『香蘭女学校100年のあゆみ』一二五頁。
- (84) 前掲『香蘭女学校100年のあゆみ』六三頁。
- (85) キリスト教学校教育同盟百年史編纂委員会編『キリスト教学校教育同盟百年史 資料編』(キリスト教学校教育同盟 二〇一二年) 二〇六頁。
- (86) 「香蘭女学校教員思想事件顛末」文部省文書『設置廃止(位置変更、改称)に関する許認可文書・高等女学校・東京都』(昭47文部01921100)。
- (87) 前掲『基督教主義学校教員の陸軍刑法違反其の他の検挙状況』。
- (88) 同志社大学社会科学研究所キリスト教社会問題研究会編『特高資料による戦時下のキリスト教運動2』(新教出版社 一九七二年) 三三三六頁。
- (89) 日ノ本75年史編集委員会、日ノ本学園同窓会編『日ノ本75年史』(日ノ本学園 一九六八年) 一四四、一四五頁。
- (90) 「財団法人寄附行為中変更ノ件」文部省文書『日ノ本高等女学校(設立) 昭和19年度』(平15文科01361100)。
- (91) 前掲『キリスト教学校教育同盟百年史 資料編』二〇五頁。
- (92) 前掲『基督教主義学校教員の陸軍刑法違反其の他の検挙状況』。
- (93) 前掲『昭和憲兵史』四〇〇頁。
- (94) 立教学院百二十五年史編纂委員会編『立教学院百二十五年史 資料編 第一巻』(学校法人立教学院 一九九六年) 四〇八頁。
- (95) 変更の経緯は、前掲『基督教主義ニヨル教育』から「皇国ノ道ニヨル教育」へ」参照。
- (96) 前掲『戦時下におけるキリスト教主義学校の経営法人の目的変更をめぐる動向』。
- (97) 「財団法人寄附校中変更ノ件」文部省文書『東奥義塾(大13.4〜昭24.12)』(平4文部00624100)。
- (98) 高橋陽一「皇国ノ道」概念の機能と矛盾『日本教育史研究』一六号 一九九七年。
- (99) 前掲『近現代教育史のなかの教育勅語』。
- (100) SCAPIN-183: VIOLATION OF RELIGIOUS FREEDOM 1945/10/24 / SCA-1 R2

- (101) Survey of Educational Institution Founded by Christian Missions: GHO/SCAP CIE(C)2312
- (102) 前掲「基督教主義ニヨル教育」から「皇国ノ道ニヨル教育」へ。
- (103) 永井均・豊田雅幸「立教学院関係者の出征と戦没」前掲『ミッシヨ
ン・スクールと戦争』。
- (104) 前掲「基督教主義ニヨル教育」から「皇国ノ道ニヨル教育」へ。
- (105) 老川慶喜「医学部設置構想と挫折」前掲『ミッシヨ
ン・スクールと戦争』。
- (106) 奈須恵子・山田昭次・永井均・豊田雅幸・茶谷誠一編「遠山郁三日誌 1940～1943年 戦時下ミッシヨ
ン・スクールの肖像」(山川出版社 二〇一三年)二四四、二六五頁。
- (107) 『医学部設置認可願』(立教大学立教学院史資料センター所蔵)。
- (108) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」。
- (109) *REVIEW OF RIKKYO'S HISTORY FROM THE TIME OF DR. SHIGEHARU KIMURA, 1937. GHO/SCAP CIE(C)00480.全文はこゝ
には、本誌「史料紹介」1937年、木村重治博士時代以降の立教
の歴史の回顧。参照。
- (110) 前掲「遠山郁三日誌」四七五頁。
- (111) 『縣康先生に聞く』『立教学院史研究』七号 二〇一〇年。
- (112) 『鈴懸の径 あゝわが青春の立教』(シンコー・ニュージック 一九
八三年)八九頁。
- (113) 林英夫「友人たちと先生」立教大学史学会編『立教大学史学会小
史』(立教大学史学会 一九六七年)。
- (114) 前掲『立教学院百二十五年史 資料編 第一卷』四九六頁。
- (115) 前掲「遠山郁三日誌」三三二頁。
- (116) 同右。
- (117) 前掲『立教学院百二十五年史 資料編 第一卷』四九六頁。
- (118) 縣康「遠山先生追想」『立教』一七号 一九六〇年。
- (119) 前掲「遠山郁三日誌」三三三頁。
- (120) 前掲「縣康先生に聞く」、伊藤俊太郎「立教中学校二十世紀 七、
十字架と銃剣と」「いしすえ」三二六号 一九八七年。
- (121) 縣康「神に生き教育に生き」(立教英国学院後援会 一九九三年)
二二四頁。
- (122) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」。
- (123) 内政史研究会編『内政史研究資料・第二四九～二五三集 銀木亨弘
氏談話速記録』(内政史研究会 一九七三～一九七五年)五五～五六
頁。
- (124) 当時の他のキリスト教学校の内部対立については、拙稿「戦時下の
キリスト教学校」『史苑』(一八二号 二〇一一年)参照。
- (125) 前掲「遠山郁三日誌」二九四頁。
- (126) *REVIEW OF RIKKYO'S HISTORY FROM THE TIME OF DR.
SHIGEHARU KIMURA, 1937.
- (127) 大村八郎『帝都大学評判記』(三友堂書店 一九三四年)一八〇～
一八七頁。
- (128) 拙稿「いわゆるチャペル事件について」『立教学院史研究』一三三
二〇一六年。
- (129) 前掲「立教学院関係者の出征と戦没」。
- (130) 大江満「戦時下外国ミッシヨ
ン教育の危機」前掲『ミッシヨ
ン・ス
クールと戦争』。
- (131) 例えば前掲「日ノ本75年史」一四一～一四四頁。
- (132) 一九四二年三月一五日に経済学部教授宮川実が、治安維持法違反容
疑で検挙されているが、問題になったのは東北帝国大学の学生が絡む

- 学外の事件である上に、宮川は立教や聖公会の幹部だったわけではない（立教大学経済学部編纂委員会編『立教大学経済学部百年史』（立教大学経済学部 二〇〇八年）六九頁）。
- (133) 日本聖公会歴史編纂委員会編『日本聖公会百年史』（日本聖公会教務院文書局 一九三四年）二〇〇～二〇一頁。
- (134) 前掲『遠山郁三日誌』三三九頁。
- (135) 立教学院八十五年史編纂委員編『立教学院八十五年史』（学校法人立教学院事務局 一九六〇年）二〇六、二〇七頁。
- (136) 前掲「戦時下におけるキリスト教主義学校の経営法人の目的変更をめぐる動向」。
- (137) 「学則改正認可申請書」昭和九年三月十四日『立教大学諸申請書・認可書綴（一）』（立教大学立教学院史資料センター所蔵）。
- (138) 前掲『立教学院百二十五年史 資料編 第一卷』四〇八頁。
- (139) 前掲『キリスト教学校教育同盟百年史 資料編』三五九頁。
- (140) 前掲「戦時下におけるキリスト教主義学校の経営法人の目的変更をめぐる動向」。